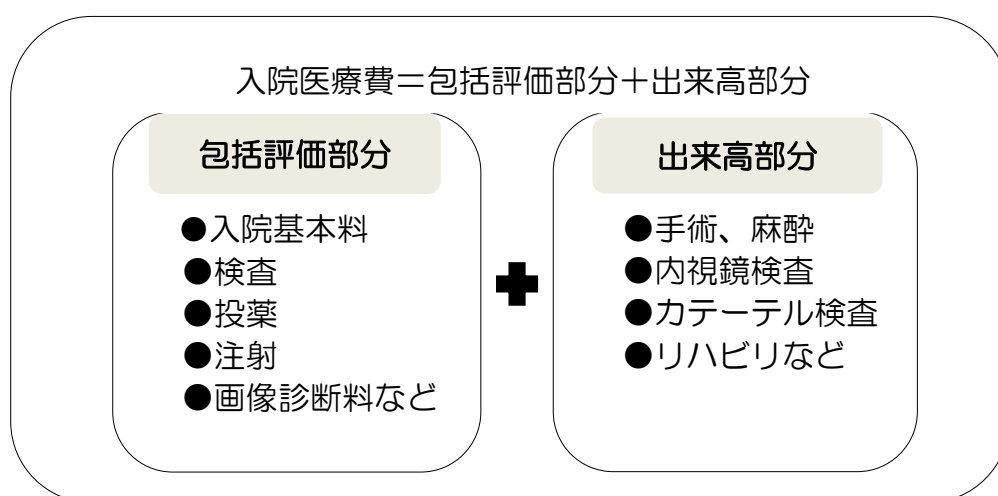


## ◆包括医療費支払い制度（DPC）について◆

当院で入院される患者さんに、国が推奨する医療費支払い制度である包括医療費支払い制度方式（DPC）を採用しております。

DPCとは、従来の診療行為ごとの点数をもとに計算する「出来高払い方式」とは異なり、入院期間中に治療した病気の中で最も医療資源を投入した一疾患のみに厚生労働省が定めた1日当たりの定額の点数からなる包括評価部分（入院基本料、検査、投薬、注射、画像診断など）と従来どおりの出来高評価部分（手術、胃カメラ、リハビリ等）を組み合わせる方式です。1日当たりの定額の点数は、「診断群分類」と呼ばれる区分ごとに、入院期間に応じて定められています。尚、入院中の食事代はDPCには含まれておりません。



基本的にはご入院される全ての患者さんが対象となります。

次の項に該当する方はDPCの対象外となり、「出来高払い方式」での精算となります。

- ① 労働災害、公務災害、通勤災害保険で入院される場合
- ② 病名が診断群分類に該当しない場合
- ③ 交通事故など自由診療で入院される場合
- ④ 入院後24時間以内に死亡された場合
- ⑤ 生後7日以内に死亡された場合
- ⑥ 治験の対象となった患者さんの場合
- ⑦ 高度先進医療の対象となっている患者さんの場合
- ⑧ 地域包括ケア病棟に入院される場合

※ただし、一般病棟の入院期間はDPCの対象となります。

問合せ先

ご不明な点がございましたら、医事課まで、お気軽にお申し出ください。

☎ 078-912-2323（内線2105）